

奈良県告示第四百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十三年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

広陵町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業広陵町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十二月一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十三年十二月奈良県告示第五百十五号、昭和五十六年六月奈良県告示第二百二号、昭和五十九年八月奈良県告示第三百三十九号、昭和六十二年九月奈良県告示第二百八十五号、昭和六十三年十二月奈良県告示第五百四号、平成元年九月奈良県告示第四百六十六号、平成二年七月奈良県告示第二百三十号、平成八年八月奈良県告示第二百十七号、平成十三年三月奈良県告示第六百号及び平成十六年十月奈良県告示第三百七十二号の事業地に広陵町大字南郷字鎌田、大字安部字野色、大字三吉字重条、大字疋相字西方寺、大字平尾字北浦谷及び字高塚並びに大字大塚字八ノ坪及び字九ノ坪の全部並びに大字南郷字小川及び字西巽角、大字安部字砂子田、字桑原、字外ヶ辻及び字ビワゲ坪、大字三吉字古ミト、大字大塚字寅丸、字東毛野、字下長田、字中長田、字南川原城、字東川原城、字油田、字ケンキョ、字砂子田及び字耆丁田並びに大字大野字水口の各一部を加え、大字三吉字新木山及び大字大塚字新山を削る。